

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

(税務課)

一

訓令

岐阜県税事務処理規程の一部を改正する訓令

(税務課)

八

規則

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第二十五号

岐阜県税条例施行規則の一部を改正する規則

岐阜県税条例施行規則(昭和二十五年岐阜県規則第四十三号)の一部を次のように改正する。

第十九条及び第二十条を次のように改める。

(徴収猶予)

第十九条 法第十五条の二第一項又は第二項に規定する徴収の猶予の申請書は、第三十号様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。

2 条例第九条の二第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額
- 二 前号の金額のうち徴収の猶予を受けようとする金額
- 三 徴収の猶予を受けようとする期間
- 四 分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行うかどうか(分割納付又は分割納入の方法により納付又は納入を行う場合にあつては、当該分割納付又は当該分割納入の各納付期限又は各納入期限(以下この号において「各分割納付等期限」という。))及び各分割納付等期限ごとの納付金額又は納入金額を含む。
- 五 徴収の猶予に係る金額が百万円を超え、かつ、その猶予に係る期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、

価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

3 条例第九条の二第三項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 前項各号に掲げる事項

二 法第十五条第二項の申請をやむを得ない理由によりその徴収金の納付期限又は納入期限後にする場合には、その理由

4 法第十五条の二第三項に規定する徴収の猶予期間の延長の申請書は、第三十号の様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。

5 条例第九条の二第五項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 徴収の猶予を受けた期間内に当該徴収の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由及び徴収の猶予期間の延長を受けようとする期間

二 第二項第四号及び第五号に掲げる事項

6 法第十五条の二の三第二項の規定により差押えの解除を申請しようとする者は、第三十号の様式による申請書を県税事務所長に提出しなければならない。

（申請による換価の猶予）

第二十条 法第十五条の六の二第一項に規定する換価の猶予の申請書は第三十号の様式によつて、同条第二項に規定する換価の猶予をした期間の延長の申請書は第三十号の様式によつて県税事務所長に提出しなければならない。

2 条例第九条の四第四項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 納付し、又は納入すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額

二 前号の金額のうちその納付又は納入が困難である金額

三 換価の猶予を受けようとする期間

四 分割して納付し、又は納入すべき徴収金の各納付期限又は各納入期限及び各納付期限又は各納入期限ごとの納付金額又は納入金額

五 換価の猶予に係る金額が百万円を超え、かつ、その猶予に係る期間が三月を超える場合には、提供しようとする法第十六条第一項各号に掲げる担保の種類、数量、

価額及び所在（その担保が保証人の保証であるときは、保証人の氏名及び住所又は居所）その他担保に関し参考となるべき事項（担保を提供することができない特別の事情があるときは、その事情）

3 条例第九条の四第六項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 換価の猶予を受けた期間内に当該換価の猶予を受けた金額を納付し、又は納入することができないやむを得ない理由及び換価の猶予をした期間の延長を受けようとする期間

二 前項第四号及び第五号に掲げる事項

様式目次中 「第三十号様式 徴収猶予（期間延長）（徴収猶予に伴う差押解除）申請書 第十九条第一項及び第三項」を

「第三十号様式 徴収猶予申請書 第十九条第一項

第三十号の二様 徴収猶予期間延長申請書 第十九条第四項

第三十号の三様 徴収猶予に伴う差押解除申請書 第十九条第六項

第三十号の四様 換価の猶予申請書 第二十条第一項

第三十号の五様 換価の猶予期間延長申請書 第二十条第一項

第三十号様式を次のように改める。

「 項

に改める。

第三十号様式の次に次の四様式を加える。

第30号様式（用紙日本工業規格A4）（第19条関係）

付  受印 年 月 日 税事務所長様		住 所 (所在地)		処 理 事 項 ※ ※						
		氏 名 (法人にあつてはその名称及び代表者氏名)		電話 番 号						
		この申請書について応答する係氏名								
徴 収 猶 予 申 請 書										
納す 付べき (納入 徴収 入金)	税目	課税 年度	課税番号	期別	納期限	税 額	延滞金	加 算 金		
					..	円	円	過少申告 円	不申告 円	重 円
					..					
					..					
納付（納入）すべき徴収金のうち、徴収猶予を受けようとする金額										
徴収猶予該当事実の詳細		地方税法第15条第1項の事実		地方税法第15条第2項の事情 ※申請をやむを得ない理由により納期限後にする場合はその理由も記載すること。						
一時に納付（納入）することができない事情の詳細										
猶予を受けようとする期間		年 月 日から		年 月 日まで						
納計 付 (納入 画)	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額				
					
					
					
担保	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情								
添付書類										
摘要										

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。
 2 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第30号の2様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第19条関係)

受 付 印 年 月 日 税事務所長様							住 所 (所 在 地) 氏 名 (法人にあつてはその 名称及び代表者氏名)			① この申請書について応 答する係氏名			電話 番号		処 理 事 項 ※ ※	
徴 収 猶 予 期 間 延 長 申 請 書																
徴収猶予期間とするの徴収金を	税目	課税 年度	課税番号	期別	納期限	税 額	延滞金	加 算 金								
					..	円	円	過少申告 円	不 申 告 円	重 円						
					..											
					..											
					..											
合 計																
徴収猶予期間内に猶予を受けた金額を納付(納入)することができない理由																
当初の猶予期間		年 月 日から			年 月 日まで											
延長を受けようとする期間		年 月 日から			年 月 日まで											
納計付 (納入画)	年月日	金額	年月日	金額	年月日	金額										
											
											
											
担保	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	担保財産の詳細又は提供できない特別の事情														
添 付 書 類																
摘 要																

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。
 2 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第30号の3様式（用紙日本工業規格A4）（第19条関係）

受 付 印 年 月 日 税事務所長様		住 所 (所在地)		処 理 事 項 ※ ※	
		氏 名 (法人にあつてはその 名称及び代表者氏名)		Ⓜ	
		この申請書について応 答する係氏名		電話 番号	
徴 収 猶 予 に 伴 う 差 押 解 除 申 請 書					
滞 納 者	住 所 (所在地)				
	氏 名 (名称)				
徴収猶予年月日		年 月 日	差押年月日	年 月 日	
差 押 よ え う の と 解 除 す る を 物 受 件	名 称				
	数 量				
	性 質				
	所 在				
差 押 よ え う の と 解 除 す る を 理 受 由					

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。
 2 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第30号の4様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第20条関係)

付  受 印				処 理 事 項 ※ ※						
年 月 日 税事務所長様		住 所 (所 在 地) 氏 名 (法人にあつてはその 名称及び代表者氏名)		(印)						
		この申請書について応 答する係氏名		電話 番号						
換 価 の 猶 予 申 請 書										
納 付 (納 入) すべき 徴 収 金	税 目	課 税 年 度	課 税 番 号	期 別	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金		
					. .	円	円	過 少 申 告 円	不 申 告 円	重 円
					. .					
					. .					
納付 (納入) すべき徴収金のうち、 換価の猶予を受けようとする金額										
一時に納付 (納入) することにより事 業の継続又は生活 の維持が困難とな る 事 情 の 詳 細										
換価の猶予を受けよう と す る 期 間		年 月 日 から			年 月 日 まで					
納 計 付 (納 入 画)	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額				
					
					
					
担 保	有 <input type="checkbox"/>	担保財産の詳細又は提 供できない特別の事情								
	無 <input type="checkbox"/>									
添 付 書 類										
摘 要										

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。
 2 第15号様式備考は、この様式について準用する。

第30号の5様式（用紙日本工業規格A4）（第20条関係）

受 付 印 年 月 日 税事務所長様		住 所 (所 在 地)				処 理 事 項 ※ ※					
		氏 名 (法人にあつてはその 名称及び代表者氏名)				電話 番号					
		この申請書について応 答する係氏名									
換 価 の 猶 予 期 間 延 長 申 請 書											
換 受 価 け の 猶 予 期 間 の 徴 収 金 を	税 目	課 税 年 度	課 税 番 号	期 別	納 期 限	税 額	延 滞 金	加 算 金			
					..	円	円	過 少 申 告 円	不 申 告 円	重 円	
					..						
					..						
					..						
合 計											
換 価 の 猶 予 を 受 け た 期 間 内 に 猶 予 を 受 け た 金 額 を 納 付 (納 入) す る こ と が で き な い 理 由											
当 初 の 猶 予 期 間		年 月 日 から			年 月 日 まで						
延 長 を 受 け よ う と す る 期 間		年 月 日 から			年 月 日 まで						
納 計 付 (納 入 画)	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額	年 月 日	金 額					
						
						
						
担 保	有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/>	担 保 財 産 の 詳 細 又 は 提 供 で き な い 特 別 の 事 情									
添 付 書 類											
摘 要											

- 備考 1 ※印の欄は、記載しないこと。
2 第15号様式備考は、この様式について準用する。

附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第一号

総 務 部
出 納 事 務 局
各 県 税 事 務 所
自 動 車 税 事 務 所

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県税務処理規程の一部を改正する訓令

岐阜県税務処理規程（昭和六十年岐阜県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百条」を「第二百条・第二百一条」に改める。

第十三条の見出しを「徴収猶予」に改め、同条第一項中「条例第九条第一項」を「法第十五条の二第五項」に、「徴収猶予申請書の提出があつた」を「徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長をする」に改め、同条第二項中「第十五条第四項」を「第十五条の二の二第一項」に、「徴収猶予」を「徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長」に改め、同条第五項中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、「及び条例第九条第二項の規定により徴収猶予期間延長申請書の提出があつた場合」を削り、同項を同条第十項とし、同条第四項中「徴収猶予」を「徴収の猶予」に改め、同項を同条第九項とし、同条第三項中「徴収猶予の」を「徴収の猶予の」に改め、同項を同条第八項とし、同条第二項の次に次の五項を加える。

3 県税事務所長は、法第十五条の二第五項の規定により徴収の猶予又は徴収の猶予期

間の延長を認めないときは、別記第十三号の三様式による徴収猶予不承認決議書により決議しなければならない。

4 法第十五条の二の二第二項の規定による徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長を認めない旨の通知は、別記第十三号の四様式による通知書により行わなければならない。
5 法第十五条の二第七項の規定による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める通知は、別記第十三号の五様式による通知書により行わなければならない。

6 県税事務所長は、法第十五条の二第八項の規定により徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請を取り下げたものとみなされたときは、別記第十三号の六様式により当該申請者に通知しなければならない。
7 条例第九条第四項の規定による各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更する旨の通知は、別記第十三号の七様式による通知書により行わなければならない。

第十四条の見出し及び同条第一項中「換価の猶予」を「職権による換価の猶予」に改め、同条第二項中「第十五条の五第三項において準用する法第十五条第四項前段」を「第十五条の五の二第三項において準用する法第十五条の二の二第一項」に、「換価の猶予」を「職権による換価の猶予」に改め、同条第五項中「換価の猶予」を「職権による換価の猶予」に、「第十五条の五第三項において準用する法第十五条第三項」を「第十五条の五第二項において読み替えて準用する法第十五条第四項」に、「換価の猶予期間を延長する」を「職権による換価の猶予期間の延長をする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第十五条の六第二項」を「第十五条の五の二第二項」に、「換価の猶予」を「職権による換価の猶予」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第十五条の六第一項」を「第十五条の五の三第二項」において読み替えて準用する法第十五条の三第一項」に、「換価の猶予」を「職権による換価の猶予」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第九条の三第二項において準用する条例第九条第四項の規定による各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更する旨の通知は、別記第十三号の七様式による通知書により行わなければならない。
第十四条の次に次の一条を加える。

（申請による換価の猶予）
第十四条の二 県税事務所長は、法第十五条の六の二第三項において読み替えて準用する法第十五条の二第五項の規定により申請による換価の猶予又は申請による換価の猶

予期間の延長をするときは、別記第十三号様式による換価猶予決議書により決議しなければならぬ。

2 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二の二第一項の規定による申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長の通知は、別記第十六号の二様式による通知書により行わなければならない。

3 県税事務所長は、法第十五条の六の二第三項において読み替えて準用する法第十五条の二第五項の規定による申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長を認めないときは、別記第十三号の三様式による換価猶予不承認決議書により決議しなければならない。

4 法第十五条の六の二第三項において読み替えて準用する法第十五条の二の二第二項の規定による申請による換価の猶予又は申請による換価の猶予期間の延長を認めない旨の通知は、別記第十六号の三様式による通知書により行わなければならない。

5 法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第七項の規定による申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求める通知は、別記第十三号の五様式による通知書により行わなければならない。

6 県税事務所長は、法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の二第八項の規定により換価の猶予又は換価の猶予期間の延長の申請を取り下げたものとみなされたときは、別記第十三号の六様式により当該申請者に通知しなければならない。

7 条例第九条の四第三項において準用する条例第九条第四項の規定による各分割納付等期限及び各分割納付等金額を変更する旨の通知は、別記第十三号の七様式による通知書により行わなければならない。

8 県税事務所長は、法第十五条の六の二第三項において準用する法第十五条の三第一項の規定により申請による換価の猶予の取消しをするときは、別記第十三号様式による換価猶予取消決議書により決議しなければならない。

9 法第十五条の六の三第二項において準用する法第十五条の三第三項の規定による申請による換価の猶予の取消しの通知は、別記第十六号様式による通知書により行わなければならない。

10 第一項及び第二項の規定は申請による換価の猶予に係る延滞金を免除する場合について、前二項の規定は申請による換価の猶予の取消しに係る延滞金を免除しないこととする場合について準用する。

第六十五条第一項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第八十八条の二第一項及び第八十八条の三第一項中「第十三条」を「第十三条第一項から第四項まで及び第八項から第十項まで」に改める。

第八十九条第二項中「第十五条第四項」を「第十五条の二の二第一項」に改める。
第八十九条の二第一項及び第八十九条の三第一項中「第十三条」を「第十三条第一項から第四項まで及び第八項から第十項まで」に改める。

第一百一条中「及び第二項」を「から第四項まで」に改める。
第一百一十一条中「第四項まで」の下に、「第八項及び第九項」を加える。
第二百二十五条の七第一項中「及び第四項」を「第四項、第八項及び第九項」に改め、同条第二項中「第十五条第四項」を「第十五条の二の二第一項」に改める。
第二百条の次に次の一条を加える。

(特例条例による不均一課税)
第二百一条 県税事務所長は、個人の事業税、法人の事業税又は不動産取得税について、岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例(平成二十七年岐阜県条例第四十三号)第四条の規定による不均一課税申請書の提出があつたときは、別記第三百八号様式による不均一課税決議書により不均一課税について決議しなければならない。

2 県税事務所長は、前項の規定により不均一課税の決定をしたときは、その旨を別記第三百九号様式による通知書により当該申請者に通知しなければならない。
附則第三項中「第十三条第一項及び第二項」を「第十三条第一項から第四項まで」に改める。

「第十三号様式

- 徴収猶予(徴収猶予取消) 第十三条第一項、
- (換価猶予) 第十三条及び第五項、
- 決議書 第十四条第一項、
- 第三項及び第五項、
- 第八十八条の二第一項、
- 第八十八条の三第一項、
- 第八十九條の二第一項、
- 第八十九條の三第一項、
- 第九十一条、
- 第一百

別記様式目次

- 第十三条第一項、
- 第十三条及び第五項、
- 第十四条第一項、
- 第三項及び第五項、
- 第八十八条の二第一項、
- 第八十八条の三第一項、
- 第八十九條の二第一項、
- 第八十九條の三第一項、
- 第九十一条、
- 第一百

を

「第十三号様式

徴収猶予（徴収猶予取消）
（換価猶予（換価猶予取消）
決議書

二十五条の七第一
項並びに附則第三
項

第十三条第一項、

第八項及び第十項

第十四条第一項、

第四項及び第六項

第十四条の二第一

項、第八項及び第

十項、第八十八条

の二第一項、第八

十八条の三第一項

第八十九条の二第

一項、第八十九条

の三第一項、第百

一条、第百十一条

並びに第百二十五

条の七第一項並び

に附則第三項

「第十三号の二様
式

に、

「第十三
式

第十三号の二様
式 徴
決

号の二様 徴収猶予（期間延長）通知書

第十三条第二項及
び第五項、第八十
八条の二第一項、
第八十八条の三第
一項、第八十九条
の二第一項、第八
十九条の三第一項
第百一条、第百十
一条並びに附則第
三項

を

第十三号の四様
式 徴
通

第十三号の五様
式 申

第十三号の六様
式 徴
な

第十三号の七様
式 徴
付

収猶予（期間延長） 通知書

第十三条第二項及び第十項、第八十八條の二第一項、第八十八條の三第一項、第八十九條の二第二項、第八十九條の三第二項、第一百一条並びに第一百一条並びに附則第三項

収猶予（換価猶予） 不承認 議書

第十三条第三項、第十四条の二第三項、第八十八條の二第二項、第八十八條の三第一項、第八十九條の二第二項、第八十九條の三第一項、第一百一条及び第一百二十五條の七第七項並びに附則第三項

「第十四号様式 徴収猶予取消

収猶予（期間延長） 不承認 知書

第十三条第四項、第八十八條の二第一項、第八十八條の三第一項、第八十九條の二第二項、第八十九條の三第一項、第一百一条及び第一百二十五條の七第七項

一項並びに附則第三項
請書の訂正等に係る通知書 第十三条第五項及び第十四条の二第五項
収猶予（換価猶予）申請み 第十三条第六項及び第十四条の二第六項
し取下げ通知書 第十三条第七項、第十四条第三項及び第十四条の二第七項
（納入）方法変更通知書 第十四条の二第七項

「第十五号様式 換価の猶予（期間延長）通知書 第十四及び第十五項

通知書 第十三条第四項及び第五項、第八十八條の二第一項、第八十八條の三第一項、第八十九條の二第二項、第八十九條の三第一項、第一百一条並びに第一百二十五條の七第一項

「第十四号様式 徴収猶予取消通知書 第七項

第十三条第九項及び第十項、第八十八條の二第一項、第八十八條の三第一項、第八十九條の二第二項、第八十九條の三第一項、第一百一条及び第一百二十五條の七第七項

「第十五号様式 換価の猶予（期間延長）通知書 第十四及び第十五項

第一項
 条第二項及「を」第十五号様式 換価の猶予(期間延長)通知 第十四条第二項及
 項「を」書 び第六項 「第十六

に、「第十六号様式 換価の猶予取消通知書 第十四条第四項及
 び第五項 「を」第十六

式 第十六
 式 第十六
 式 第十六

号様式 換価の猶予取消通知書

第十四条第五項及
 び第六項並びに第

十四条の二第九項
 及び第十項

号の二様 申請による換価の猶予(期間
 延長)通知書 第十四条の二第二

項及び第十項 、「第三百七号様式

号の三様 申請による換価の猶予(期間
 延長)不承認通知書 第十四条の二第四

項「

「第三百七号様式 県税課税免除

県税課税免除通知書 第二百条第二項 「を」

第三百八号様式 県税不均一課

第三百九号様式 県税不均一課

通知書 第二百条第二項

税決議書 第二百一条第一項 に改める。

税通知書 第二百一条第二項

別記第三号の二様式中「60日」を「3か月」に改める。

別記第三号の三様式中「手続き」を「手続」に、「60日」を「3か月」に改める。

別記第六号様式中「60日」を「3か月」に改める。

別記第十三号様式中「第14条」を「第14条、第14条の2」に改める。

別記第十三号の二様式中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に

改め、同様式の次に次の五様式を加える。

第13号の3様式（用紙日本工業規格A4）（第13条、第14条の2、第88条の2、第88条の3、第89条の2、第89条の3、第101条、第111条、第125条の7、附則第3項関係）

所 長	担 当 課 長	係 長	係 員	主 任

起案	年 月 日
決議	年 月 日
通知	年 月 日
文書番号	第 号

徴収猶予（換価猶予）不承認決議書

次のとおり、徴収猶予（換価猶予）の申請を不承認とし、申請者宛て通知してよろしいか。

住 所 (所在地)			
氏 名 (名 称)			
根拠条文			
申請の目的	徴収猶予 換価の猶予	申請日	年 月 日
摘 要			

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第13号の4様式（用紙日本工業規格A4）（第13条、第88条の2、第88条の3、第89条の2、第89条の3、第101条、第111条、第125条の7、附則第3項関係）

徴収猶予（期間延長）不承認通知書

第 号

年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました徴収猶予（期間延長）については、下記の理由により不承認としましたから、地方税法第 条第 項（同法第 条第 項において準用する同法第 条第 項）の規定により通知します。

【不承認理由】

（審査請求）

- 1 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。（処分の取消しの訴え）
- 2 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第13号の5様式（用紙日本工業規格A4）（第13条、第14条の2関係）

申請書の訂正等に係る通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

次のとおり申請書の訂正等を求めますから、地方税法第15条の2第7項
第15条の6の2第3項において
準用する同法第15条の2第7項の規定により通知します。

年 月 日付けで提出のありました に係る申請書について、

ため、この通知を受け取つた日から20日以内に、申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしてください。

なお、期間内に申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなかつたときは、地方税法第15条の2第8項
第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2第8項の規定により当該期間を経過した日に申請を取り下げたものとみなされます。

訂正等を求める書類	訂正等を求める内容

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第13号の6様式（用紙日本工業規格A4）（第13条、第14条の2関係）

徴収猶予（換価猶予）申請みなし取下げ通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました徴収猶予（換価猶予）については、年 月 日付け 第 号「申請書の訂正等に係る通知書」において申請書等の訂正等を求めましたが、訂正等がされませんでした。

よつて、地方税法第15条の2第8項（第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2第8項）及び岐阜県税条例第9条の2第7項（第9条の4第7項）の規定により、「申請書の訂正等に係る通知書」を受けた日から20日を経過した 年 月 日に徴収猶予（換価猶予）の申請を取り下げたものとみなされましたので通知します。

第13号の7様式（用紙日本工業規格A4）（第13条、第14条、第14条の2関係）

徴収猶予（換価猶予）分割納付（納入）方法変更通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

年 月 日付で徴収猶予（換価猶予）をしましたが、下記のとおり納付（納入）方法を変更しましたから、岐阜県税条例第9条第4項（同条例第9条の3第2項及び第9条の4第3項において準用する同条例第9条第4項）の規定により通知します。

住 所 (所在地)					
氏 名 (名 称)					
猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで				
変 更 後 の 分 納 の 方 法					
回数	納付(納入)期日	納付(納入)金額	回数	納付(納入)期日	納付(納入)金額
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
	・ ・			・ ・	
摘 要					

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

同第16条第1項「不服申立て」や「審査請求」は「60日」や「3か月」に於ける。

同第16条第2項「(第3項)や(同条第2項)は」「第15条第3項」や「第15条第4項」は「第15条の5第3項」や「第15条の5の2第3項」は「第15条第4項」や「第15条の2の2第1項」は「不服申立て」や「審査請求」は「60日」や「3か月」に於ける。

同第16条第3項「第14条」や「第14条、第14条の2」は「(第15条第15条の6第1項(第1号・第2号・第3号)の規定によりこれを取り消しましたので、同条第2項)や「換価の猶予を取り消しましたので、地方税法第15条の5の3第2項」は「不服申立て」や「審査請求」は「60日」や「3か月」に於ける。同第16条第3項に於ける。

同第16条第4項「(第3項)や(同条第2項)は」「第15条第3項」や「第15条第4項」は「第15条の5第3項」や「第15条の5の2第3項」は「第15条第4項」や「第15条の2の2第1項」は「不服申立て」や「審査請求」は「60日」や「3か月」に於ける。

第16号の2様式 (用紙日本工業規格A 4) (第14条の2関係)

申請による換価の猶予 (期間延長) 通知書

第 号
年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました換価の猶予 (期間延長) については、地方税法第15条の6第1項 (同条第3項において準用する同法第15条第4項) の規定により、換価の猶予 (期間延長) をしましたから、同法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第1項の規定により通知します。

住 所 (所在地)									
氏 名 (名称)									
猶予 (猶予の延長) 期間		年 月 日から				年 月 日まで			
換 価 の 猶 予 を し た 徴 取 金									
税 目 年度 期 別	課税番号	納期限 督促等年月日	税 額	延滞金額	加 算 金 額			摘 要	
					過少申告 円	不申告 円	重 円		
-----		-----	円	法律による金額 円					
-----		-----		〃					
-----		-----		〃					
-----		-----		〃					
-----		-----		〃					
計 (円)									
滞納処分費		法律による金額 円							
分 納 の 方 法									
回 数	納付 (納入) 期日	納付 (納入) 金額	回 数	納付 (納入) 期日	納付 (納入) 金額				
	・ ・			・ ・					
	・ ・			・ ・					
	・ ・			・ ・					
	・ ・			・ ・					
	・ ・			・ ・					
	・ ・			・ ・					
	・ ・			・ ・					
	・ ・			・ ・					
摘 要									
(滞納処分費)									
1 「滞納処分費」欄に掲げた金額は、この通知書作成の日までのものです。									
(審査請求)									
2 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。									
(処分の取消しの訴え)									
3 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として (岐阜県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。									
(1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。									
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。									
(3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。									

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

第16号の3様式（用紙日本工業規格A4）（第14条の2関係）

申請による換価の猶予（期間延長）不承認通知書

第 号

年 月 日

様

岐阜県 税事務所長 印

年 月 日付けで申請のありました換価の猶予（期間延長）については、下記の理由により不承認としましたから、地方税法第15条の6の2第3項において準用する同法第15条の2の2第2項の規定より通知します。

【不承認理由】

（審査請求）

- 1 この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。
（処分の取消しの訴え）
- 2 処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、前号の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

備考 第8号様式備考は、この様式について準用する。

「監査母体」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

記第百三十三号様式及び「60日」を「3か月」に、「異議申立て」を「審査請求」に、「決定」を「裁決」に改める。

記第百三十八号様式（裏面）中「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改める。

記第百三十九号様式中「60日」を「3か月」に改める。

記第百四十二号様式及び記第百四十三号様式中
「総 括 管 理 監 査」と「管 理 調 整 監 査」

を「監査」と改める。

記第百四十四号様式及び記第百四十五号様式中「十六銀行及び大垣共立銀行」を「大垣共立銀行及び十六銀行」に、「不服申立て」を「審査請求」に、「60日」を「3か月」に改める。

別記第百四十五号様式及び別記第百四十七号様式中「60日」を「3か月」に改め、同様の次に次の二様式を加える。

第308号様式 (用紙日本工業規格A4) (第201条関係)

所 長	担当課長	係 長	係 員	主 任	起 案	・ ・	入力確認
					決 裁	・ ・	
					通 知	・ ・	

税に係る県税不均一課税決議書

申請者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	
	年又は事業年度	

要件の判定	新 増 設 設 備	取 得 年 月 日	減 価 償 却 開 始 年 月 日	取 得 価 額
		・ ・	・ ・	円
		・ ・	・ ・	
	合 計			

新 増 設 に 伴 う 人 員	区 分	月 別	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	月 末	計	分割後の未日値	基準事業年度の現在の数	適用年度の数	摘要
		第 1 年度	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	①		
	第 2 年度														②			
	第 3 年度														③			
	本県内に勤務する上記以外の従業者数														④			

比率 ($\frac{①+②+③}{①+②+③+④}$)

不 均 一 課 税 額	事 業	区 分	比 率	不均一課税対象額 (減額税額)	不均一課税後残額 (減額後残額)	既減額税額	差引減額税額	
		所 得 入 又 金 は 額	千 円	-	千 円	千 円		
	税 額	計						
		円			円	円	円	円

計 算 書	不 動 産 取 得 税	種 類	地目・構造	地積・床面積	取得年月日	課税標準額	減 額 税 額
				m ²	・ ・	千 円	円
				・ ・			
	計						

第309号様式 (用紙日本工業規格 A 4) (第201条関係)

税第 号
年 月 日

様

岐阜県 県税事務所長 印

税に係る県税不均一課税通知書

年 月 日付で申請のあつた設備に係る 税については、岐阜県地方活力向上地域における事業税及び不動産取得税の税率の特例に関する条例第 条の規定により、下記のとおり不均一課税を行つたので通知します。

なお、この処分について不服があるときは、地方税法及び行政不服審査法の定めるところにより、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（岐阜県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、処分の取消しの訴えは、当該審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

記

1 個人（法人）の事業税

年 又 は 事業年度	税 率 区 分	所得金額 又 は 収入金額 ①	不均一課税対象設備に係る 従業者数 県内事業所 の従業者数 ②	不均一課税対象設備に係る 所得金額 (課税標準額) ① × ②	減 額 さ れ る 税 額	摘 要
・ ・	100	千円	人	千円	円	
↳	100					
・ ・	100					
計						

2 不動産取得税

種 類	地目又は 構 造	地積又は 床 面 積 m ²	取 得 年 月 日	課税標準額 千円	減額される 税 額 円	摘 要
			・ ・			
			・ ・			
			・ ・			
計						

附 則
この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

平成二十八年三月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社